

ディスカッション

堤：どうもありがとうございました。それでは、パネルの報告が終わりましたので、まだ基調講演の先生方お二方から、パネルのお話を受けて、何か対応のコメントなり、補足がありますれば、まず、基調講演の先生方から、いかがですか。

田村：時間がなくなっているのであまり言いませんが、被害者をめぐる問題に関しては、大変昔から話をされていたということがわかりました。先ほど川出教授の話もありましたが、犯罪法システムというとらえ方をしているからこそ、被害者のことが見えてきたのではないかと、ということ、あらためて感じました。

それから、憲法学の関係では、やはり、プライバシー論というのは深いところまで議論されていたのだなということ、あらためて思った次第です。感想めいたことで失礼しました。

川出：被害者の件については、渥美先生のお話にもありましたけれども、渥美先生と同様に被害者と呼ぶことについて、早くから取り組んでおられた宮沢先生のお話を伺ったこともあるんですが。

宮沢先生も被害者支援ということについては積極的なんですが、被害者の刑事手続きへの参加の部分というのは割合消極的だったんですね。ですから、被害者支援ということの意味について、刑事手続きを刑罰の方に向かっていくということについては、同じような感覚を渥美先生も持っていらっしやっただのかなというのを思った次第です。

プライバシーに関しては、渥美先生の何て言うものでしたか、私も読ませていただきましたが、確かに非常にいろいろな角度からプライバシーというのは問題になるんだということ、その時点から示されていたというのは、おっしゃるとおりだと思います。

また、いまおっしゃった、インセンティブアプローチのところまで、渥美先生がどこまで意識されていたかというのは、よく分かりませんが、そういう意味で、まさにプライバシーの部分というのは、先見の明があったんだなということを感じました。

犯罪法システム

堤：ありがとうございます。それでは会場の皆さまから、すでに2通頂いておりますコメントでもあり、質問でもあるかと思いますが、それをちょっとご紹介させていただいて。

いままで犯罪法システムというような言われ方がされてまいりまして、二つのご質問、コメントとも、その犯罪法システムの捉え方に関わるかと思いますが。

一つ目は、國學院大学の横山先生からで、質問は田村先生にということ。読み上げます。

私は渥美先生が助教授時代に「刑訴法」の授業を聞いていると。そのときは、犯罪に対する法システム発展の中に、「刑訴法」を位置付けるという視点は見られなかった。そのように転換したのは1989年の研究、組織犯罪対策がきっかけになったと解釈してよいのか、というのが横山先生のご質問であります。いかがでしょうか。

田村：いつが初出かというのは、中央大学ご出身の先生で著書をすべて見ているような方でないと思います。ただ、ご自分の著者と位置づけられているものをみると、1980年代の後半ぐらいからを現在につながるものというふうに思っておられて、それまでとは、ややニュアンスが違ってきているということは感じます。

それはどちらかと言うと、堤教授の方がよくご存じなのではないでしょうか。

堤：それは後ほど、何かありましたら、付け加えさせていただきたいと思います。

もうひとつは、京都産業大学の社会安全・警察学研究所の須賀先生から、パネリストの中では田村先生。それに、

渥美先生の弟子の方々の方が適当かもしれませんとも書かれてあります。質問内容を申し上げます。

渥美先生は日本の伝統的な社会に対する愛着をしばしば表現され、『逝きし世の面影』などの中で外国人が描いた幕末の日本社会を理想化されたようなお話をされたことがあったように記憶しています。

このような伝統的社会への積極的評価と、極めて近代的なロック流の信託的国家観とが、渥美先生の中で併存していたように感じますが、両者の関係はどのように整理されていたのでしょうか、というご質問であります。

田村：そういう難しい問題は私には無理です。ただ渥美さんの話を伺ったときに、長く分からなかったことが少し分かったと言ったのは、まさにロックと日本社会とのつながりを話されたときのことでした。日本のかつての社会の在り方が、ロックと通ずるものがあるということ言っておられて、本当にそれがそうなのか分かりませんが、彼の考え方が少し理解できた気がしました。推測ですが、渥美さんは、社会が自立的に存在していて、いい面を国家が守っていくという関係を基本的なイメージにしている、そういういい部分をアメリカの、アメリカが本当にそうだったか分かりませんが、アメリカの昔にも求め、ヨーロッパの昔にも求め、そして、日本の昔にも求めていたのではないのでしょうか。ある角度で見れば、日本の過去とロックとが重なって見えるところがあったんだろうなという気がします。

ただ、私自身の見解を言わせていただくと、日本のかつてのものに対する彼の美化というのは、相当問題があると思います。昔が良かったと言われると、冗談じゃない、昭和30年代はどんな時代だったんだと言いたくなります。社会が力を持っていて、本当に良かったのか、人権侵害がなかったのかと。ああいう過去に対する幻影を述べる渥美説の書き方は、筆が滑り過ぎているのではないかと、正直、私は思いました。

たぶん違うお立場の方の方が、よりお話になれるのではないのでしょうか。

堤：そうしましたら、いま、2点、犯罪法システムへの渥美先生のご関心がいつ頃公にされたのかということ。それに、伝統的な日本社会と、渥美先生の犯罪法システムとのつながりというのについて、会場の先生方から何かコメントがありましたらお願い致します。

横山：いま、質問しました横山実です。渥美先生が助教授になって2年目ぐらいのときに、刑事訴訟法の授業を履修しましたが、ものすごいエネルギーで講義をしていました。先ほど山本先生がお話しされたように、アメリカの「刑事訴訟法」のモデルというものを、そのまま講義していました。当事者主義を強調し、職権主義の混ざっているのはおかしいというように強烈に述べていたというのが、その当時の印象です。

そのあと、私が研究者になって、ある論文を送りましたら、「法解釈から逃げるな」、「法律解釈から逃げて政策提言することはけしからん」と叱られました。

山本先生の話をお聞きすると、当時は、法律の条文や判例の不備を解釈で補う時代だったのではないかと、私は理解しました。そういう意味で、今日は非常に勉強になりました。

そのあと、1989年の終わりくらいになると、警察政策学会との関わりもでき、警察との関係が親密になったと思います。1980年代の後半は、民事介入暴力等の組織犯罪がものすごく大変な時代でした。そのとき、弁護士も初めて、警察とタイアップするというようなことが生じました。また、警察に対する法律学者、刑法学者、刑事訴訟法学者の距離が短くなりました。その先駆者は、宮沢浩一先生だと思っています。その宮沢浩一先生と渥美先生の学問的な関係はどうなっていたかというのは、今日出てきませんが、その辺り、非常に私が聞きたいと思っていました。

あと、川出先生がおっしゃったように、この当時、「刑事訴訟法」の学者は、渥美先生はどこにいくのかと心配していました。それまでの渥美先生は人権論というようなものをふまえて、被疑者の権利というかなり偏って強調していたと、私は解釈しますが、それがどっちへいってしまうのかという、そういうような危惧をたぶんその当時、刑法や刑訴法の学者は持っていたのではないかと思います。

そういうかたちで、渥美先生は、刑事政策的なものをどんどん採り入れてこられました。最終的にたぶん先生が分

析したものは、犯罪社会学者の目から見ると、もっと現実をしっかりと見詰めて政策提言してほしかったと、そういうことがありました。

そういう面で私は渥美先生が一番大きな影響を与えたのは、やはり、刑訴法の分野であったと思います。捜査関係のいろいろな手続き、そういったものを提言していました。それ以前の刑訴法学者というのは、理念だけで考えましたけれども、渥美先生は、捜査の内部の必要性みたいなものに対応するという、そういう方向性を出したのではないかと、私は理解しております。これはコメントです。

少年法制度への言及と実務に対する影響

堤：ありがとうございます。「刑事訴訟法」のお話が出たんですけども、それに先立ちまして、政策学との関わりで、お話がありました、渥美先生が生前になされた、少年法制についての言及というのはどういうものであったのかと。あるいは実務に対する影響というのは、どういうふうにあったのか、あるいはなかったのかについて。

事前にご登壇をお願いしていないので、恐縮ですが、警察庁から四方先生がおいでですので、対応コメントに等しいようなお願いになり申し訳ありませんが、お話をいただければ、ありがたいです。

四方：ご指名いただき、ありがとうございます。渥美先生の警察政策の実務面に対するご貢献につきましては、基調講演で田村先生から網羅的かつポイントを突いたご紹介がありましたので、私から付け加えることはそんなにありませんが、2-3点についてご紹介申し上げたいと存じます。

第1に、宮沢浩一先生とともに、警察と大学の先生方との関係を劇的に変えていただいた影響が一番大きいと思います。

これは今日の学生さん方にとっては、なかなか分からないことだと思いますが、私どもが警察に入ったころは、大学と警察の関係は相当厳しいものがあまして、対話ができるような状況ではありませんでした。そういう中で、渥美先生に対話の機会をつくっていただいたのです。おそらく、渥美先生のような大先生でも、当時としては勇気のあることではなかったかと思います。警察側でも、大学の先生の方でも、様子見をされていた方も大勢いらっしゃったのではないかと思います。両者がつきあってみても、そんなにひどいことにはならないという様子が分かって、だんだんと対話が広がっていったのではないかと思います。

そのような対話を通じまして、警察としましては、大学の先生方からたくさん学ぶことができましたし、また、警察の方から、実務がこのように大変なことになっているので助けてください、一緒に考えていただきたいということを、いろいろ言うことができるようになったのではないかと思います。

2点目は、少年非行対策に関連して、実は少年に限らないのでありますが、渥美先生のご業績の中で確実に警察の中に定着したと言えるのではないかと思いますのは、いわゆる多機関連携という発想、考え方であります。

多機関連携の仕組としては、少年非行対策の分野では少年サポートチームというものがあまして、渥美先生からご指導いただく前から、北海道警が実務として最初に始めたと言われております。田村先生や今日会場にいらっしゃいます矢作さんが詳細なご研究により紹介していただいています、今日でも全国で一定程度実施されています。完全に制度的に定着しているものではありませんが、それなりに動いております。

何よりも、関係機関と連携して問題に対処するという発想自体が大事でありまして、渥美先生から少年サポートチームに光を当てていただいて、多機関連携の考え方を紹介していただく前までは、警察では（警察だけではなく行政機関一般に）、他の機関と連携して仕事をするということについて、どちらかと言うとネガティブな評価をしていました。

いまはだいぶ解消しておりますけれども、今日の課題に例えれば、ちょうど個人情報目的外利用と似たような話で、役所のリソースをほかの役所の目的のために使うのはけしからんという考え方がありました。そういう時代が

あった中で、いろいろな行政の所掌に係る課題を他の関係機関と一緒に解決していくことはいいことだ、という発想でものを考えるようになったのは、渥美先生から多機関連携という考え方をご紹介いただいた頃以降からではないかと思います。今日では、少年サポートチームのほかに、児童虐待対策、DV・ストーカー対策等様々な問題について、多方面の専門家の知恵と力を集めるという方法が用いられております。

最後に、渥美先生に教えをいただき、当部会なり、警察政策学会ではご理解いただいておりますが、いまだ十分に普及しておらず、私ども残された者としては、今後さらに広めていかなければいけないと思うことを、この機会に申し上げておきたいと思っております。

と言いますのは、法システムの構築に当たって、複数の組織や法制度にまたがったものをそれぞれ連動させて、最適な結果を生むことを考えていくという発想であります。例えば、法律家の先生方からすると少し違和感を持たれることかもしれませんが、警察の暴力団対策の分野では、あらゆる法令を駆使して暴力団を壊滅するという発想があります。それは、警察が法のユーザーとして法を適用するだけではなくて、法の設計の段階から、人権にもいろいろ配慮しながら、効果的な犯罪対策を企画するのです。このように、最大の成果を発揮するために、いろいろな法の分野をどのように繋げればいいのかという発想は、既に警察の中でも一部理解はされているのですが、十分浸透しているとは言えません。多機関連携の発想というのは、このような考え方を広める突破口になり得るものだと思っております。

また、多機関連携の中には行政機関が連携するだけではなくて、行政機関と市民が連携するものもあります。私が渥美先生からご指導をいただいたことの中で非常に印象に残っておりますのは、渥美先生が、市民を公共の担い手として捉えておられたことです。役所だけが犯罪対策をやるのではなくて、公共サービスの担い手として市民を捉えておられ、私が博士課程でご指導をいただいていた当時、多機関連携の理論的基礎として、最新の政治哲学である共同体論やパートナーシップ論を教えていただきました。

さらに、立法政策の基礎になる立法事実の認定、これは法適用における事実認定ではなく、立法に際してその前提として世の中の現状はどうなっているのかということを考えるに当たって、科学的な認識をすべきである、すなわち、法システムの構築の基礎において、法理論と科学理論を理論的に接合しようと試みられたのではないかと思います。

少年法制の関係でいえば、犯罪学の成果を単に参考にすると言うよりは、法システムの制度設計の理論に接合させようと思っておられたのではないのでしょうか。少年の発達、育成に関する犯罪学の成果として、非行に走る原因、非行を防止する原因にはいろいろな要素があるから、それを防止するために多機関連携が必要なのです。多機関連携も、お題目だけで言われるのではなくて、フィロソフィーと科学的認識の両方にしっかりとしたバックグラウンド、理論的根拠があって、多機関連携が大事だと教えていただきました。

いずれにしても、田村先生のレジュメの最後に、渥美先生を評して、変革を目指すものにとって、着想を与え、鼓舞激励する存在と書かれていますが、渥美先生には、まさしくそのようなご指導いただいたと実感しております。その鼓舞激励する存在を失った現在として、さらに自分自身で頑張っていかなければいけないと思っている次第でございます。

堤：ありがとうございます。

田村：実務的なものも含めての研究というか、まずは多機関連携の中で現実に法律の規定がある場合があるということは、まずお伝えできると思うんです。

例えば、「児童福祉法」に基づきます、要保護児童対策地域協議会ですね。現実に児童虐待で使われていますし、そういう現実に存在する制度というものをまず見て、その射程がどれぐらい有効なのかというのがあると思うんです。現実にそれはそれなりに機能しているのではないかなと思っています。

それから、法律の規定によらないんですけども、例えば、昨年1月に私どもがやったシンポジウムなんかで、高知

県がやっています、「高知家の子ども見守りプラン」なんかは、県が主導してさまざまな、本当に生まれたときからの子育て支援、さらに、あとの就職先の支援、そこまで含めた包括的なプランを県が用意しているわけです。そういうことは知られていませんが、大変大きなプランというのが実際に存在して行動している。

ただし、その場合に、これは渥美氏が指摘したことです。裁判所はどうでしょう。裁判所というのは、どうしても法律がないと動けない。なので、裁判所以外の行政機関は、さまざまに法律の規定はないんだけど、動いているんだが、裁判所、そして裁判所が権限主体である「少年法」に関して、本来メインであるはずの裁判所が登場しない。それ以外のところでは連携したい。というのは、結構日本の特徴的傾向ではないかなと思っています。

堤：ありがとうございます。特に政策学関連でご質問、コメントなど。あるいは先ほどのシンポジウムの内容をよくご存じの方がおられれば教えていただきたいと思います。いかがですか。

法とは何か

堤：それでは、次に入らせていただいて、法学についてもいろいろご議論が出てまいりました。それで、いままで特に川出先生、山本先生からお話しいただきまして、渥美先生の「刑訴法」についての議論、お考えを伺いました。

ここに私が用意しましたスライドは、非常に大ざっぱな項目ですので、もうちょっと厳密な、具体的なご指摘、ご質問、コメントなどもあろうかと思えます。

私がここに書きましたのは、渥美先生は、法とは何かということが分からなければ、その法の解釈はできないということをおっしゃっておられました。それで、現象的なことかもしれませんが、アメリカの最高裁というのは、どうしてあれだけ詳細な憲法上の判断ができるのかということは常々、私は思っていました。

しかも、本日の話題に関連する、米国で1960年代に展開された刑事法革命というのがあり、それは現在に至るまで、それがリベラルか、リベラルではないかは別にして、憲法に基づいたそのリーズニングが展開されてきている。アイデアを聞かせるとというのが、憲法に根差したものとしてあるのではないか。もちろん、何でもアメリカではありませんが、アメリカの方の中には根付いているのではないかと考えております。それと日本の現在を比較したときに比較論的な見地に立ったときに、文理あるいは、歴史、原理、それぞれがどういうふうな法形成に占めるのだろうかというのは、渥美先生から常にそういう問いを投げかけられた私としては、考えていくべきことだと思っています。

大きくは法のリーズニングとはどういうものなのか。あるいはもう少し個別の「刑訴法」、あるいはプライバシー保障、あるいはアメリカの裁判例の動向とかというようなことでコメント、ご質問等がありますれば、どうぞよろしく願います。

裁判所、議会と立法

山本：大変難しい問題で、かつ重要な問題だろうと思います。いろいろな憲法学者がいるので、それぞれいろいろな考えを持っているんだろうと思いますけれども。一つはアメリカの連邦最高裁は、確かに重厚な憲法解釈論を展開するんだろうと思います。もちろん、これについては批判もあるところですけども。

それは、一つはアメリカ合衆国制定のファウンディング・ファーザーズたちの起草者意思というものをどれぐらい議論するのかということに関連しています。アメリカ流原意主義でいう「原意」が何だったのかということ、スカリアやトーマス裁判官はとくに探ろうとする。それにより、ある種の濃厚な憲法解釈論が生まれる。磁場が形成されるといふことがあります。

これは非常にセンシティブなというか、ポリティカルな話ですが、日本国憲法の場合、いわゆる「押し付け」憲法論があって、「原意」による憲法解釈がやりにくい。他方で、アメリカでは、自分たちが憲法をつくった、自分たち

の憲法だという強烈な感覚があるので、それを積極的に語ろうぜというのがある。それは「不合理な搜索」とは何かといった修正4条の議論にもつながります。

そういう意味で、日本の場合の憲法解釈論というのは、どうしてもおとなしくなってしまう。そこに議論が生まれる磁場がなかなか形成されにくいというところがあるのだろうと。アメリカの修正4条論は、あくまでもアメリカの原意にもとづくアメリカ合衆国憲法の解釈ですから、それをどう日本に接続するのかということにも問題点があり得るのだろうと思います。

もう一つは、やはり、アメリカの場合、デモクラシーに対するポジティブな捉え方が一つポイントになるのだろうと思います。

これは二つの点で言えるわけで、裁判所レベルでは、陪審制と当事者主義。その理念を支えているのは、デモクラシーやセルフ・ガバナンスの考え方ですね。

立法のレベルでは、法律形成について、これは自分たちがまさに同意を得てつくったものだという信頼がある。それは、特にコミュニティーベースで出てくるかもしれません。

これは、多機関連携について、さきほど田村先生は法律があるかないかというご議論をされておりましたけれども、そこにつながる。条例のレベルでもいえるわけですが、そうすると地方議会の役割も重要になります。

暴排条例であるとか、広島市の暴走族条例（広島市暴走族追放条例）などは、人権論をがちがちにやろうとすると、本当はいろいろ論点が出てくる。しかし、現に最高裁は合憲とっていて、おそらく憲法学者の中でも、そこまで猛烈に抵抗するというのはないように思うわけです。これは語弊があるかもしれませんが。

それはなぜか。一つは、やはりコミュニティーベースだったからだということがあると思います。多機関連携についても、これは個人情報の問題やら、いろいろ人権との関わりが出てくるけれども、さっきのデモクラシーという点でいくと、それは自分たちがつくった手づくりのものだということが、その正当性を確保する上で重要なポイントになってくるように思います。

それから、裁判所の役割という点では、デモクラシーとか、自己統治を促進していくというモデルがあります。これをプロセス理論と呼んだりしますが、それは、最終的な意思決定というのはデモクラシーの場に委ねて、裁判所はそれをしっかりやっているかをプロセス的にチェックして、討議を促進していくという役割を背負わされる。そういう一つの役割分担もあるのかなというふうに思います。

プライバシー

堤：時間がだいぶ押してきてまいりまして、申し訳ありません。先ほどから、一応私の方でまとめました、政策学、法学のお話は、何うことができましたとっておりますがプライバシー、被害者について、特にご指摘をいただけるようであれば、ぜひお願いしたいと思います。

プライバシーについては、山本先生からインセンティブ論というような、まさに裁判所と議会との相互作用に掛かるお話がありましたし、被害者については、新先生からお話を頂戴しました。それで被害者救済はもちろんだけども、それがその加害者、あるいは刑事法の中にどれぐらい踏み込むべきなのかというのは、また別の問いとしてあったというようなお話であったかというふうに思います。社会安全政策論の可能性という点について、先ほど新先生の方からお話がありました、『複雑社会で法をどう活かすか』というご著書の中の渥美先生のサブタイトルが、「相互尊敬と心の平穩の回復」です。これを組織犯罪、企業犯罪、少年非行の中で、目指すべき理念として、渥美先生が書かれておりました。新先生のお話を伺いながら、

法を活かすことの意義というのが、「相互尊敬と心の平穩の回復」にあるというお考えが、渥美先生のこのサブタ

イトルに現れていると思いました。

社会安全政策の可能性

最後に、時間が短くて申し訳ありませんが、ご登壇の先生方から、最後にお一言、あるいはお二言ずつ、社会安全政策論の可能性というのを、お言葉を頂れば、ありがたく思います。では、今度は山本先生、よろしいですか。

山本：社会安全政策ということで、一つアメリカの勉強をしていると気になっているのが、Predictive policing、予測的ポリシングをどう位置づけるか、ということです。犯罪者になりそう、あるいは犠牲者になりそうという人を、ビッグデータに基づいてプロファイリングして予測する。シカゴで一部やっているわけですが、ヒートリストというリストをつくってその該当者を訪ねていくという活動。

これは「予測」に基づく非常に予防的な活動ですが、こうした警察が事前的なところに関わっていくという方向へのシフトをとるものをどういうふうにか考えるのか。これは非常に重要な課題だろうと思います。憲法学者の何人かは非常に警戒して、否定的です。私自身は人権の問題に関わるけれども、やはり、それが有用である以上は、それをまったく否定することはできないと考えています。

ただ、予測的ポリシングは、社会自体の在り方を、事後のペナルティーによるものから、事前の、予防的なものへと大きく変えるわけですし、それには、われわれ自身による民主的な同意が必要なのではないかと思っています。

そういう意味では、渥美先生の、この私のレジユメの最後に書いたところですけども、抜本的な戦略、新たに法システムを開発するという視点が重要です。われわれの社会が基本的にどうありたいのかということについて、われわれ自身が決めていく。自己統治の観点から、法律や条例の根拠をねちこく求めていくということが必要なのではないかと思っております。以上です。

堤：ありがとうございます。では、新先生、よろしいですか。

新：被害者学そのものが、まだいろいろな意味で発展途上ですので、補償の在り方についても、被害者参加の在り方についても、被害者支援そのものについても、まだまだ、今後議論していく余地のものが一つ一つ、いまの状況を説明する時間が今日ではございませんが、まだまだ議論していく必要があるのではないかなと思っておりますので。その意味では渥美先生にもっともっと、いろいろなお提案や、ご意見を頂きましたかと思っております。

一例だけ挙げさせていただきますと、例えば、補償の在り方につきましても、近年渥美先生も被害者の方への精神的支援の必要性についておっしゃっておられました。

実は、昨年度、警察庁で、私もちょっと構成員として関わらせていただいた研究会で、いまだ、被害者遺族の方がカウンセリング等の費用の捻出に非常に苦慮されていると。精神科医の先生のアンケート調査によりますと、4割の方がカウンセリング費用の捻出に困り、PTSD等の治療を断念、中止されているという報告もあります。

内閣府の今度の「第3次犯罪被害者等基本計画」では、そのカウンセリング費用を警察庁の方で、寄付金の中で拡充できないかという提案も出されておりました。そういう意味でも、被害者支援というものの充実には、まだまだ時間がかかると思っております。

私自身、臨床心理士なんですけども、そういった治療とか、カウンセリングとかの精神的ケアを担う担い手も、まだまだ少ないというのが実情です。先ほど紹介させていただいた都民センターなんかは、比較的専門的な治療を先駆的にされているんですけども、その意味で地域的な格差もありまして、まだまだというところがあります。その意味で、今後まだまだ続けていかなければいけないことがあると思います。

もう一つ、被害者学の発展という意味では、被害者学会は1990年に設立されたときに、法学はもちろんのこと、精神医学、心理学、教育学、社会学と学際的な分野なんだということで設立されたと聞いております。私自身も教育学、

心理学を経て、いまに至っているんですけども。なかなか多彩な分野の方々によって構成されていないのではないかと、思っています。

先ほど田村先生の方から、先ほどの基調講演の中で、福祉的な面を渥美先生は強調されていて、でも、それはすでに多く主張されているということなんです。しかし、古くて新しい話ではないかなと、思っております。

被害者学の分野でも、本当は福祉学の分野からも、いろいろアプローチしないといけないと思いますが、それもまだほとんどといったような状況でして、その意味では、非常に生意気な申し上げようですが、被害者学自身も発展していくことも必要なことだと思っております。

最後に一言申し上げますと、被害者学の視点から社会安全を考えたときに、やはり、被害者学で当初から二次被害、三次被害を防止すること被害に遭うということは、やはり、害をもって攻撃されて、社会的な不信感が募るわけですから、損なわれた社会に対する信頼を回復するという意味では、社会安全政策をしっかりとしていくということが被害者政策にとっても非常に重要なことだと思っております。

堤：それでは、川出先生、よろしいでしょうか。

川出：社会安全ということで、本学として、一番思い付くというのは、一つは犯罪予防もありますけれども、再犯の防止ということだと思います。これはご承知のように、いま、政府全体で再犯防止策に取り組んでいて、いろいろな施策が打たれているんですが。

刑事手続き、「刑訴法」というところに限ってみると、何か政府的な手当がまだなされていない。これは渥美先生が強調されていたことですが、いわゆるダイバージョンですね。例えば、起訴猶予にするときに一定のプログラムを受けるとか、そういったようなものを制度化していくということが、これから必要になってくるんだと思います。

例えば、いまも検察庁が知的障害を持ったような人について、事実上、施設に入るとかというようなこと前提に、起訴猶予にするというようなことはやっているんですが、あれもまさに運用でやっているだけであって、担保がなされていませんし、そういう制度がつくれるかどうかということ自体もあまり詰めて議論されていない。本当に義務付けるかたちでできるのかということも、その辺りを今後考えていくというのが「刑訴法」としては非常に課題になるのではないかと思います。

堤：ありがとうございます。田村先生、お願いいたします。

田村：先ほど山本教授からもお話がありましたように、地方自治体の条例レベルでの問題の設定、あるいは、方針の樹立というのは、大変重要な意味があるのではないかと思っています。日本で、刑事法制というと条例は外側に置かれまされども、やはり、民主的整合性を持った考え方として条例で方針を示していくことは、裁判所が対象にならないといった問題もあるでしょうが、民主的なものを踏まえた上で、社会的政策論を展開していく上での条例の重要性ということ、私は痛感しております。

それと、今日、こういったかたちで、渥美東洋の法学・政策が議論できたことは、そういう意味でも大変よかったのかなと思っております。

堤：ありがとうございました。まだまだいろいろあることは間違いないんですが、司会の不手際を脇に置きますと、それだけ渥美先生が遺してくださったものがたくさんあるということでもあると思っております。

今日は田村先生のスライドの中でインスパイアーという、非常にすてきな言葉がありまして。確かに渥美先生がたくさんインスピレーションをくださいましたので、そのインスピレーションをまた次に続けることができるような会に、おかげさまでなったというふうには思っております。

どうもご登壇の先生、ありがとうございました。会場の皆さんもどうもありがとうございました。

(パネルディスカッション終了)